

市区町村別集計項目(推進体制等)

新潟県	
市区町村数	30

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						18	18	9		20						
15	100	新潟市	市民生活部 男女共同参画課	1	1	1	1	新潟市男女共同参画推進条例	2005年3月18日	2005年4月1日		第4次新潟市男女共同参画行動計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
15	202	長岡市	人権・男女共同参画課	1	1	0	1	長岡市男女共同参画社会基本条例	2010年12月22日	2011年4月1日		第3次ながおか男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
15	204	三条市	地域経営課	1	2	1	1	三条市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第2次三条市男女共同参画推進プラン	2015年4月 ~ 2023年3月	1	1	
15	205	柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	1	1	1	1	新潟県柏崎市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		柏崎市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
15	206	新発田市	人権啓発課	1	1	1	1	新発田市男女共同参画推進条例	2015年3月12日	2015年4月1日		第4次しばた男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
15	208	小千谷市	市民生活課	1	2	1	1				0	第5次おぢや男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
15	209	加茂市	総務課	1	2	0	0				0					1
15	210	十日町市	企画政策課	1	2	1	1				0	第3次十日町市男女共同参画基本計画「とおかまち男女平等みらいプラン」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
15	211	見附市	まちづくり課	1	2	1	1				0	第5次見附市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
15	212	村上市	生活人権室	1	2	1	0				2	第2次村上市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
15	213	燕市	地域振興課	1	2	1	1	燕市男女共同参画推進条例	2014年12月25日	2015年4月1日		第3次燕市男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2024年3月	1	1	
15	216	糸魚川市	市民部環境生活課	1	2	1	1				0	第3次いとがわ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
15	217	妙高市	生涯学習課	2	2	0	1	妙高市男女共同参画社会推進条例	2004年12月16日	2004年12月16日		第3次妙高市男女共同参画計画(男女が共にあゆむパートナープラン2020~2029)	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
15	218	五泉市	企画政策課	1	2	1	1	五泉市男女共同参画推進条例	2011年3月29日	2011年4月1日		ごせん男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
15	222	上越市	共生まちづくり課	1	1	1	1	上越市男女共同参画基本条例	2002年3月29日	2002年4月1日		上越市第3次男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
15	223	阿賀野市	企画財政課	1	2	1	1				0	第4次阿賀野市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
15	224	佐渡市	市民課	1	2	1	1				0	第3次佐渡市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
15	225	魚沼市	企画政策課	1	2	1	0				2	第4次魚沼市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
15	226	南魚沼市	企画政策課	1	2	1	1				0	第4次南魚沼市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
15	227	胎内市	総務課	1	2	1	1				0	第3次胎内市男女共同参画プラン21	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
15	307	聖籠町	総務課	1	2	1	1				0	第3次聖籠町男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
15	342	弥彦村	総務課	1	2	0	0				2					0
15	361	田上町	総務課	1	2	0	0				0					0
15	385	阿賀町	総務課	1	2	0	0				0					0
15	405	出雲崎町	教育委員会教育課	2	2	0	0				0					0
15	461	湯沢町	企画政策課	1	2	0	0				0					0
15	482	津南町	教育委員会生涯学習班	2	1	0	0				0					0
15	504	刈羽村	産業政策課	1	2	0	0				2					0
15	581	関川村	地域政策課	1	2	0	0				0					0
15	586	粟島浦村	総務課	1	2	0	0				0					0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			5						0	5	5	0	0	5	0	0
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町9-1 万代市民会館3階	025-246-7713	025-246-8080	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/alza		○	○			○	
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	ウィルながおか	940-0062	新潟県長岡市大手通2-2-6	0258-39-2746	0258-39-2747	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/wil/		○	○			○	
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター		955-0844	三条市桜木町12番38号 三条ものづくり学校112号室	0256-34-5624	0256-33-5732	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/chii_kikeieika/tiikishinkou/danjyokvoudousankaku/986.html		○	○			○	
15	205	柏崎市														
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム		957-0053	新潟県新発田市中央町5丁目8番47号	0254-28-9630	0254-28-9670	http://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/jinken/danjo/1009447.html		○	○			○	
15	208	小千谷市														
15	209	加茂市														
15	210	十日町市														
15	211	見附市														
15	212	村上市														
15	213	燕市														
15	216	糸魚川市														
15	217	妙高市														
15	218	五泉市														
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	ウィズじょうえつ	943-0821	新潟県上越市土橋1914番地3 上越市市民プラザ2階	025-527-3624	025-522-8240	https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/danjo/		○	○			○	
15	223	阿賀野市														
15	224	佐渡市														
15	225	魚沼市														
15	226	南魚沼市														
15	227	胎内市														
15	307	聖籠町														
15	342	弥彦村														
15	361	田上町														
15	385	阿賀町														
15	405	出雲崎町														
15	461	湯沢町														
15	482	津南町														
15	504	刈羽村														
15	581	関川村														
15	586	粟島浦村														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主な事業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					3	4	3	5	1	2	2	0	3	
15	100	新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	1991年8月1日	2	3	18,292	○	○	○	○		○	○		○	保育室運営
15	202	長岡市	長岡市男女平等推進センター	2001年10月1日	3	5	1,750	○	○	○	○		○			○	
15	204	三条市	三条市男女共同参画センター	2000年7月1日	1	0	445		○		○						
15	205	柏崎市			0	0	0										
15	206	新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	2017年4月1日	0	0	0				○						
15	208	小千谷市			0	0	0										
15	209	加茂市			0	0	0										
15	210	十日町市			0	0	0										
15	211	見附市			0	0	0										
15	212	村上市			0	0	0										
15	213	燕市			0	0	0										
15	216	糸魚川市			0	0	0										
15	217	妙高市			0	0	0										
15	218	五泉市			0	0	0										
15	222	上越市	上越市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	2	4	14,454	○	○	○	○	○		○		○	
15	223	阿賀野市			0	0	0										
15	224	佐渡市			0	0	0										
15	225	魚沼市			0	0	0										
15	226	南魚沼市			0	0	0										
15	227	胎内市			0	0	0										
15	307	聖籠町			0	0	0										
15	342	弥彦村			0	0	0										
15	361	田上町			0	0	0										
15	385	阿賀町			0	0	0										
15	405	出雲崎町			0	0	0										
15	461	湯沢町			0	0	0										
15	482	津南町			0	0	0										
15	504	刈羽村			0	0	0										
15	581	関川村			0	0	0										
15	586	粟島浦村			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				1		20	1	5.0	22	1	4.5	10	1	10.0	8	0	0.0	8,296	300	3.6
15	100	新潟市				1	0	0.0	2	1	50.0							2057	130	6.3
15	202	長岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							991	4	0.4
15	204	三条市				1	0	0.0	1	0	0.0							222	0	0.0
15	205	柏崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							304	5	1.6
15	206	新発田市				1	0	0.0	1	0	0.0							333	7	2.1
15	208	小千谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	0	0.0
15	209	加茂市				1	1	100.0	1	0	0.0							85	0	0.0
15	210	十日町市				1	0	0.0	1	0	0.0							51	1	2.0
15	211	見附市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	10	5.8
15	212	村上市				1	0	0.0	1	0	0.0							275	5	1.8
15	213	燕市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	2	1.0
15	216	糸魚川市				1	0	0.0	1	0	0.0							184	1	0.5
15	217	妙高市				1	0	0.0	1	0	0.0							189	2	1.1
15	218	五泉市				1	0	0.0	1	0	0.0							384	30	7.8
15	222	上越市	2001年9月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							821	3	0.4
15	223	阿賀野市				1	0	0.0	0	0								280	16	5.7
15	224	佐渡市				1	0	0.0	1	0	0.0							588	68	11.6
15	225	魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							122	0	0.0
15	226	南魚沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							233	0	0.0
15	227	胎内市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	1	0.7
15	307	聖籠町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
15	342	弥彦村										1	0	0.0	0	0		20	0	0.0
15	361	田上町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
15	385	阿賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	119	1	0.8
15	405	出雲崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1
15	461	湯沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0
15	482	津南町										1	1	100.0	1	0	0.0	141	6	4.3
15	504	刈羽村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
15	581	関川村										1	0	0.0	1	0	0.0	54	0	0.0
15	586	粟島浦村										1	0	0.0	0	0		2	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

新潟県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)													
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)								審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)								
														19	15	554	171	30.9	6	5	55	7	12.7													
	新潟市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	長岡市													1	1	25	9	36.0	0	0	0	0														
	三条市													0	0	0	0		6	5	55	7	12.7													
	柏崎市													3	2	63	22	34.9	0	0	0	0														
	新発田市													3	2	96	28	29.2	0	0	0	0														
	小千谷市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	加茂市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	十日町市													2	2	108	24	22.2	0	0	0	0														
	見附市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	村上市													5	5	88	29	33.0	0	0	0	0														
	燕市													3	2	119	30	25.2	0	0	0	0														
	糸魚川市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	妙高市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	五泉市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	上越市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	阿賀野市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	佐渡市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	魚沼市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	南魚沼市													2	1	55	29	52.7	0	0	0	0														
	胎内市													0	0	0	0		0	0	0	0														
	聖籠町													0	0	0	0		0	0	0	0														
	弥彦村													0	0	0	0		0	0	0	0														
	田上町													0	0	0	0		0	0	0	0														
	阿賀町													0	0	0	0		0	0	0	0														
	出雲崎町													0	0	0	0		0	0	0	0														
	湯沢町													0	0	0	0		0	0	0	0														
	津南町													0	0	0	0		0	0	0	0														
	刈羽村													0	0	0	0		0	0	0	0														
	関川村													0	0	0	0		0	0	0	0														
	粟島浦村													0	0	0	0		0	0	0	0														

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

新潟県

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

Main data table with columns for '管理職の在職状況' and '職務上の地位別職員在職状況'. It includes detailed statistics on female public employees across various categories and municipalities in Niigata Prefecture.

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。							
				1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
				18	1の合計	30	0	29	1		29	27	27	27	28	23	
				5	2の合計	0	25	1	29		1	2	2	2	2	3	
				1	3の合計	0	4		0		0	0	0	0	0	0	
				6	4の合計	0	1				0	1	1	1	0	4	
15	100	新潟市	新潟市職員服務規程 新潟市職員服務規程第11条 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じるおそれのない文書、名刺その他の氏名記載を要するものにおいて、氏を改めた後も引き続き旧姓を使用することができる。	新潟市議会	1	2	1	新潟市議会会議規則(昭和43年3月31日議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
15	202	長岡市	長岡市職員旧姓使用取扱要領 ○長岡市職員旧姓使用取扱要領 平成13年10月30日 公告第192号 (目的) 第1条 この要領は、一般職の職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(別記第1号様式)により任命権者に届けなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記第2号様式)により任命権者に届けなければならない。 (義務) 第5条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切で運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第6条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用に必要事項は、別に定める。	長岡市議会	1	3	1	長岡市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (長岡市議会会議規則第2条第2項)	2		1	1	1	1	1	1	
15	204	三条市		三条市議会	1	2	1	三条市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 (欠席の届出) 第84条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
15	205	柏崎市	柏崎市職員旧姓使用取扱要領 第1条 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	柏崎市議会	1	2	1	新潟県柏崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産を理由とする欠席は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他									
15	206	新発田市	1	新発田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものについて、旧姓を使用することができる。	新発田市議会	1	2	1	新発田市議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条 委員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15	208	小千谷市	1	小千谷市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を得て、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの (2) 職員の権利や義務に関する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの (3) 専ら組織内部で使用している文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (4) 所属長が、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれがないと認めるもの 3 旧姓を使用することができない文書等の基準は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に関する文書等で、職員の同一性の確認ができなくなったり、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがあるもの (2) 公権力の行使を伴うもの等、職・氏名を明らかにする必要があるもの (3) 行政処分、行政指導等に関するもの (4) 給与や庶務の支給事務で、税金の源泉徴収や銀行口座の氏名等との整合性を図る必要があるもの (5) 法令等により認められないもの (6) 所属長が、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれがあると認めるもの	小千谷市議会	1	2	1	小千谷市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
15	209	加茂市	1	加茂市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	加茂市議会	1	2	1	加茂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
15	210	十日町市	2		十日町市議会	1	2	1	十日町市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	4
15	211	見附市	1	見附市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	見附市議会	1	2	1	見附市議会会議規則 第2条2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
15	212	村上市	1	<p>村上市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>○村上市職員旧姓使用取扱要綱 平成27年9月10日 訓令第17号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓を使用することができる文書等)</p> <p>第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。</p> <p>2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>(旧姓使用の申請)</p> <p>第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により任命権者に申請しなければならない。</p> <p>(旧姓使用の承認)</p> <p>第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により当該職員に通知しなければならない。</p> <p>(旧姓使用の取消)</p> <p>第5条 任命権者は、旧姓使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、その旧姓使用の承認を取り消すことができる。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を当該職員に通知しなければならない。</p> <p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第6条 第4条第2項の承認を得て旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第3号)により任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(旧姓使用の申請の制限)</p> <p>第7条 前条により旧姓使用の中止を届け出た職員は、任命権者が特に必要があると認める場合を除き、再び第3条の申請をすることはできない。</p> <p>(旧姓使用者台帳)</p> <p>第8条 任命権者は、旧姓使用者台帳(様式第4号)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めるものとする。</p> <p>(真務)</p> <p>第9条 所長は、所属する職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。</p> <p>2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用する文書等については統一して旧姓を使用し、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成27年10月31日までの間、第3条の旧姓使用承認申請書を提出することにより、旧姓使用の承認を受けることができる。 附 則(令和2年3月27日訓令第4号) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p>	村上市議会	1	2	1	<p>村上市議会会議規則</p> <p>村上市議会会議規則 平成20年5月19日 議会規則第1号 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	2					2	2	2	2	2	2
15	213	燕市	1	<p>燕市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(旧姓を使用することができる文書等) 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。</p>	新潟県燕市議会	1	2	1	<p>燕市議会会議規則</p> <p>第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	2					1	1	1	1	1	1
15	216	糸魚川市	1	<p>糸魚川市職員旧姓使用取扱要領</p> <p>第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。</p>	糸魚川市議会	1	2	1	<p>糸魚川市議会会議規則</p> <p>第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	2					1	1	1	1	1	1
15	217	妙高市	1	<p>妙高市職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。</p>	妙高市議会	1	2	1	<p>妙高市議会会議規則</p> <p>第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	2					1	1	1	1	1	1
15	218	五泉市	4		五泉市議会	1	2	1	<p>五泉市議会会議規則</p> <p>第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	2					1	1	1	1	1	1
15	222	上越市	1	<p>上越市職員旧姓使用取扱要領</p> <p>第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがない文書等に限り旧姓を使用することができる。</p>	上越市議会	1	2	1	<p>上越市議会会議規則</p> <p>第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
15	223	阿賀野市	阿賀野市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、阿賀野市職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	新潟県阿賀野市議会	1	2	1	阿賀野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。))に応じて次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給するものとする。 議員活動ができない期間 減額割合 180日を超え365日以内であるとき 100分の20 365日を超え730日以内であるとき 100分の30 730日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が180日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これを「減額月」という。))から、議員活動ができない期間に相当する期間に係る議員報酬月額の算定について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月を受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、当該議員報酬の額について、その支給する月の議員活動をした日数を基礎として、日割りによって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当は、その職に応じた期末手当の額に、議員活動ができない期間に応じて第3条第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給する。	1	1	1	1	1	1
15	224	佐渡市	佐渡市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	佐渡市議会	1	2	1	佐渡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
15	225	魚沼市		魚沼市議会	1	2	1	魚沼市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
15	226	南魚沼市	南魚沼市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	南魚沼市議会	1	2	1	南魚沼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
15	227	胎内市	胎内市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。))が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関し、胎内市職員服務規程(平成17年訓令第31号)第31条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	胎内市議会	1	2	1	胎内市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
15	307	聖籠町	聖籠町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用文書等)第二条 旧姓を使用することができる文書、氏名札その他の記載を要するもの(以下「文書等」という。))の基準及び旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	聖籠町議会	1	2	1	聖籠町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
15	342	弥彦村		弥彦村議会	1	2	1	弥彦村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助 其他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
15	361	田上町		田上町議会	1	2	1	田上町議会会議規則 第二条第二項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																						
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない														
							議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
15	385	阿賀町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	阿賀町議会	1	2	1	阿賀町議会会議規則 第2条2項 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から該当出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4				
15	405	出雲崎町			出雲崎町議会	1	3	1	出雲崎町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	1	
15	461	湯沢町			湯沢町議会	1	3	1	湯沢町議会会議規則 第二条第二項 前号の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2			
15	482	津南町			津南町議会	1	3	1	津南町議会の運営に関する基準第1章総則第4節参集8 議員が会議を欠席するときは、所定の欠席届を議長に提出する。ただし、その開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ、電話等で届け出る。なお、津南町議会会議規則第2条第1項にいう事故は、社会生活上やむを得ない範囲とし、出産を理由とする欠席は、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から、出産後8週間以内とし、定めた日数を記載した所定の届書に、出産予定日を証する書類等を添え、あらかじめ、議長に提出するものとする。なお、葬祭を理由とする欠席は、原則3親等以内の者に限る。	2								1	4	4	4	1	1	1	
15	504	刈羽村			刈羽村議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 全項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	1	1
15	581	関川村		関川村職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができる。	関川村議会	1	2	1	関川村議会会議規則 第2条 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2							1	1	1	1	1	4			
15	586	粟島浦村			粟島浦村議会	1	4	2		2							1	2	2	2	2	2	2		

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関する規定がある倫理規程を制定している	2. 議員向け相談窓口を設けている	3. 議員の行動規範を定める	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		0	3	5	3	0	0	0		1	1	5		4			
		0	8	5	0	0	0	0		1	7	6		25			
		0	0	20	0	0	3	0		1	22	1		1			
		30	19		0	0	0	0				18					
15	100	新潟市	4	4	3						3	2	長岡市議会議員旧姓使用取扱要領 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する届出書類 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (7) 在職証明書等の各種証明書 (8) 叙勲等の表彰に関する書類 (9) その他旧姓の使用により実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの(長岡市議会議員旧姓使用取扱要領第3条)		2		
15	202	長岡市	4	1	3						2	1		2			
15	204	三条市	4	4	3						3	4		2			
15	205	柏崎市	4	2	1	1			新潟県柏崎市議会議員倫理条例 (議員倫理基準) 第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職にある者のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)など公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令(条例及び規則等を含む。)のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (6) (略)		3	1	柏崎市議会議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条 この要綱は、柏崎市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。		2		
15	206	新発田市	4	1	3						2	1	新発田市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、あらかじめ議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員手帳 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位および叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) 金融機関関係書類 (10) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2		
15	208	小千谷市	4	4	3						3	2		2			
15	209	加茂市	4	2	3						2	1	加茂市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第89条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、通称名等の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあるときは、通称名等を使用することができない。		2		
15	210	十日町市	4	4	3						3	4		2			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. 1 関. 定すハ(等)が定メン(倫理防規止)を設置している 2. 2 関. 定すハ(等)が定メン(倫理防規止)を設置している 3. 3 関. 定すハ(等)が定メン(倫理防規止)を設置している 4. 4. その他	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 関. 定すハ(等)が定メン(倫理防規止)を設置している 2. 関. 定すハ(等)が定メン(倫理防規止)を設置している 3. 関. 定すハ(等)が定メン(倫理防規止)を設置している 4. その他		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
15	211 見附市	4	2	3				3	1	見附市議会議員旧姓使用取扱要綱 第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。	1	見附市地域防災計画 第2節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事項または業務の大綱(資料1のとおり)	
15	212 村上市	4	4	3				3	3			2	燕市地域防災計画
15	213 燕市	4	2	3				3	2		1	<男女共同参画の視点に立った避難所運営> 避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。避難所生活において、男女のニーズの違いに配慮することともに、その運営に際して、女性参画を推進するものとする。また、特に男女別に物干し場、更衣室及び授乳室の設置や仮設トイレの設置場所の配慮、生理用品・女性下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、男女の人権を尊重して、男女それぞれが助け合って避難生活ができるよう配慮するとともに、夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。	
15	216 糸魚川市	4	2	1	1	3		1	3	4	1	糸魚川市地域防災計画 “糸魚川市地域防災計画(総則編) 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき業務又は業務の大綱 1 基本理念 (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策 ② 計画の策定及び実施にあたっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。 糸魚川市地域防災計画(震災対策編) 第3章 災害応急対策 第8節 避難所運営計画 1 計画の方針 (4) 避難所運営の留意点 ② 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。 ア 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。 イ 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。 ウ 避難者による避難所運営組織に対しては、男女双方が参画できるよう配慮を求める。 エ 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。 オ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。 カ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。”	
15	217 妙高市	4	4	3				3	4			2	
15	218 五泉市	4	4	3				3	4			2	
15	222 上越市	4	2	3				3	2			2	
15	223 阿賀野市	4	4	3				3	4			2	
15	224 佐渡市	4	4	3				3	4		1	佐渡市地域防災計画 災害時において、避難所等での様々な場面における支援体制、また、自主防災組織への加入促進などニーズにあった体制の確立に努めるものとする。	
15	225 魚沼市	4	1	3				3	4			2	
15	226 鷹巣市	4	2	3				3	4			2	
15	227 胎内市	4	2	3				2	4			2	
15	307 聖籠町	4	4	3				3	4			2	
15	342 燕巣村	4	4	3				2	4			2	
15	361 田上町	4	4	3				3	2			2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 1. 関係するハラスメント(規定等)がある(ヘン)倫理規定を設けて相対に口開 2. 議員向けメンターを設けて相談に口開 3. 関係するハラスメント(規定等)がある(ヘン)倫理規定を設けて相対に口開 4. その他	問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。						
15	385	阿賀町	4	4	1	1				阿賀町議会議員政治倫理規程 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表として、その品位と名譽を損なうような行為を行ってはならない。 (2) 議会、他の議員及び町民に対しその名譽を毀損し、又は人権を侵害するおそれのある一切の行為を行ってはならない。 (3) その権限又は地位による影響力を行使することにより、個人及び法人並びにその他の団体・他の議員・公務員の公正な職務遂行を妨げる威圧的な行為を行ってはならない。 (4) その地位を利用しての政治倫理に反する自己利益、利益誘導に走ることなく、常に町民全体の利益の実現を目的として活動しなければならない。 (5) いかなる会議においても、合理的、能率的な審議に協力し、会議を妨げる行為を行ってはならない。 (6) 町及び町出資団体等が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品購入契約等に関し、特定業者の推薦、紹介及び介入をしてはならない。 (7) 町職員(臨時職員等会計年度任用職員等を含む。)の採用、昇任、異動その他の人事に関与してはならない。 (8) 地方自治法、個人情報保護法等を遵守し、議員として職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならない。			3	1	2		2	2
15	405	出雲崎町	4	4	1			3								2		
15	461	湯沢町	4	4	2											2		
15	482	津南町	4	4	2											2		
15	504	刈羽村	4	4	3											3		
15	581	関川村	4	4	2											2		
15	586	粟島浦村	4	4	1			3								2		